

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係水道事業管理規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第3号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係水道事業管理規程の整備に関する規程

(鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鴨川市企業職員の給与に関する規程(平成17年水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

鴨川市職員の定年等に関する条例(平成17年鴨川市条例第29号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鴨川市水道事業就業規程(平成17年鴨川市水道事業管理規程第7号)第6条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条第2項中「又は第4条」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「任期付職員条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に、「前2項の規定にかかわらず、これら」を「前項」に、「(平成17年鴨川市水道事業管理規程第7号)第6条第3項又は第4項」を「第6条第4項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(給料の特例)

- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項に規定するもののほか、鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年鴨川市条例第17号。以下「令和4年改正条例」という。)による改正前の鴨川市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年の引上げに伴う給料の特例については、令和4年改正条例第6条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号)附則第11項から附則第17項までの規定の例による。

別表第1再任用職員及び任期付職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項及び任期付職員の項を次のように改め

る。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 154,900	円 195,500	円 227,800	円 257,500	円 274,800	円 294,200	円 325,600

(鴨川市水道事業就業規程の一部改正)

第2条 鴨川市水道事業就業規程（平成17年鴨川市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和4年改正条例 鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年鴨川市条例第17号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

(鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される鴨川市企業職員の給与に関する規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項

の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 鴨川市職員の育児休業等に関する条例第 10 条第 1 号に規定する育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 10 号）第 17 条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鴨川市水道事業就業規程第 6 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される鴨川市企業職員の給与に関する規程第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鴨川市水道事業就業規程第 6 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（鴨川市水道事業就業規程の一部改正に伴う経過措置）

- 第 4 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条の規定による改正後の鴨川市水道事業就業規程の規定を適用する。